

5) 集中的(intensive)ニーズ里親 (医療里親と行動問題里親)	日当 一日 30～45 ドル
6) 医療的虚弱里親	
子どもの年齢	日当
0～18 歳	一日 35～65 ドル
7) 治療里親(therapeutic)	
子どもの年齢	日当
0～18 歳	一日 35～65 ドル
8) 矯激 (intensified) 治療里親	
子どもの年齢	日当
0～18 歳	一日 65～85 ドル
9) 緊急里親	
子どもの年齢	日当
0～12 歳	一日 35 ドル
13 歳以上	一日 40 ドル

## VI. 里親委託の現状

次にオハイオ州全体とルーカス郡のフォスターケアの現状の概要を【表 2】に示す。なおフォスターケアはとかく「里親委託」のみの意味でとられがちであるが、実際は、【表 2】の最下段に記載したように、フォスターケアとは親子分離後の多種の家庭外措置を意味し、割合の多い順にみると、里親家庭（親戚里親を除く）、親戚里親（キンシップケア）、グループホーム、住居型ケア（施設）が含まれる。

【表 2】にあるように、オハイオ州全体の家庭外措置の子どもの人数は増加傾向にある一方、ルーカス郡のそれは減少傾向をたどっている。この成果の現れは、ルーカス郡が 1998 年以来、アニー・ケーシー財団のファミリー・ツー・ファミリー・イニシアティブを採択し、ルーカス郡における全てのプログラムを「家族中心・地域基盤型(family-centered, neighborhood-based)」を元に再構築したことに起因している。

ルーカス郡では、以前は実親の家庭外措置中の子どもとの面会は、市の中央に位置する、セキュリティーチェックを受けなければならない威嚇的な LCCS 本部で行われていた。しかし地域基盤型サービスに切り換え、郡内の各地域内に設立されたフレンドリーな環境のコミュニティーセンターで親子訪問の場を持ちだしてから、実親が親子訪問に約束通り参加する率が、以前の 60～65%から 94～95%にまで上がった。なお、コミュニティーセンターには LCCS のソーシャルワーカーが駐在しており、センターでケース検討会議や「ファミリーチームミーティング」を開催するほか、親子対象のレクリエーションプログラム、家庭教師プログラム、家族・個人・グループカウンセリング・医療（歯科を含む）クリニックサービスなども提供している。

ルーカス郡の「ファミリーチームミーティング」はニュージーランドが起源である「ファミリーカンファレンス」の応用版で、親子分離後のケースプラン等に関する事項を、実親、里親、親戚、ケースワーカー、適宜な場合には子どもを含めた全ての関係者が話しあいながら決めていくプロセスである。このファミリーチームミーティングにおける里親の任務は第 1 に、親子分離から受けた子どものトラウマを軽減するため、実親も関与する継続的ケアプランを作成すること、また第 2 に、子どもが実親と里親の両方に支援されていることを実感することを目標に、実親と里親間の良い関係をつくりあげることである。

同様にルーカス郡では、ファミリー・ツー・ファミリー・イニシアティブ開始以来、実親家庭訪問サービスならびにペアレンティングプログラム（子育て等に関する親の

教育プログラム)に力を入れたため、以前は家庭外措置の子どもの約 25%のみの子どもが家庭復帰していたのが、2000 年度は 32%に上昇した。この家庭復帰の子どもの割合は、残念ながら全米平均の 66%と比べてはるかに低いものであるが、努力の成果が徐々に現れているのは事実である。

## V. 里親研修

最後にオハイオ州レベルならびに郡レベルでは里親研修の現状と、全米にわたり活用されている主な里親研修モデルを紹介する。

### A. オハイオ州法規定の里親研修

- オハイオ州改正法第 5103 章では「従来里親」と「専門 (specialized) 里親」の里親研修が規定されている。次に規定事項の中のいくつか抜粋したものを記載する。
- (a) オハイオ州改正法 5103.033:ODJFS あるいは民間認可団体は、委託前研修を終了していない者を里親として認可してはならない。「従来里親家庭」の子ども委託前研修は最低 12 時間、また専門 (specialized) 里親家庭の委託前研修は最低 36 時間とする。なお、子どもが実際に里親家庭に委託する前に、さらに追加の 12 時間分の研修を受講しなければならない。
  - (b) オハイオ州改正法 5103.0317:里親は 5 人以上の子どもを受理してはならない。例外として、兄弟姉妹が一緒に委託される場合、あるいはすでに委託される子どもの兄弟姉妹を受け入れる場合は 5 人以上となってもいたしかたない。
  - (c) オハイオ改正法 5103.032:規定の研修を終了し里親のニーズアセスメント実施がない限り、2 年ごとの再認可は許されない。また、隔年に実施される「従来里親家庭」再認可時には最低 20 時間の研修を、又、「専門 (specialized) 里親家庭」の再認可時には最低 30 時間の研修を受講しなければならない。公的ならびに民間承認機関は、各里親に適切な研修を提供しなければならない。
  - (d) オハイオ州改正法 5103.033:一時監護権に関する同意書を実親から得た当日に里親委託される乳児が生後 6 ヶ月未満であった場合、里親家庭認可あるいは再認可にあたり、その里親は最低 12 時間の研修を受講するよう要請される。
  - (e) オハイオ州改正法 5103.0315:ODJFS あるいは里親研修を実施する民間団体は、里親研修経費の一部の弁済を連邦から受理するよう申告をしなければならない。
  - (f) オハイオ州改正法 5103.03.20:認可里親家庭に居住する 12 歳以上、18 歳未満の子ども (実子あるいは養子) が非行をおこなった場合、ODJFS はその里親家庭の認可証明を否認しなければならない。

### B. ルーカス郡の里親研修

前述したようにルーカス郡の場合は現オハイオ州法で規定されている「従来里親」と「専門里親」に 2 分する代わりに「従来里親」「医療里親」「行動問題里親」「治療里親」「社会自立里親」、「息抜き里親」、「緊急里親」など独自に細分類しているため、里親研修プログラムもタイプ/レベル別にバラエティーに富んだものを提供しているのが特徴である。ルーカス郡のそれぞれのタイプ/レベルの里親が認可時/再認可時にどの研修を受けなければならないかなどについて、本稿末に掲載した【表 3】にまとめた。

### C. 全米にわたり活用されている里親研修モデル

【表 3】のように、それぞれの里親家庭事業団体が独自の里親研修プログラムを展開しているわけであるが、そのプログラム作成の段階で、「MAAP」、「PATH」、「PRIDE」プログラムのような、全米で定評のある既存のモデルを参考として活用している。本稿では「PRIDE」プログラムをとりあげて説明する。

PRIDE (プライド) プログラム (the Parent Resources for Information, Development, and Education:親への情報・発達・教育に関する資源プログラム)は CWLA (Child Welfare League of America:アメリカ児童福祉連盟)とイリノイ州家庭福祉局を中心にしたプ

プロジェクトチームが、多数の州立児童福祉機関、里親斡旋事業民間団体、全米資源センター、財団、大学などの協力の元に何年もかけて制作されたものである。

プライドプログラムは里親家庭の発展と支援を目的とするモデルであり、里親ケアの質の増強にあたり、里親家庭の1) 能力を基盤とした募集方法(リクルートメント)、2) 準備、3) 選抜、4) 現職里親対象研修を標準化したものであり、組織立った枠組を提供している。

このモデルは里親家庭募集・準備・アセスメント(事前評価)・選抜を含む「里親家庭認可前のプログラム」とすでに認可されている里親対象の「継続研修プログラム」の2部から成り、各部とも次の5つのカテゴリーの知識/技術に焦点を当てている。

- ・子どもを保護し愛情をもって養育する。
- ・子どもの発達上のニーズを満たす・発達上の遅れに対処する。
- ・子どもと子どもの実親家族の関係を支持(サポート)する。
- ・安全で愛情に満ちた一生続く関係へと子どもをつなぐ。
- ・専門チームの一員としての仕事をする。

第1部の里親認可前研修は各セッションにつき3時間を要する9セッションから成り、その内容の要約は次のとおりである。

- セッション1: プライドとの結びつき
- セッション2: パーマネンシーに向かっているチームワーク
- セッション3: 子どもの発達上のニーズを満たす: アタッチメント
- セッション4: 子どもの発達上のニーズを満たす: 喪失(Loss)
- セッション5: 子どもと子どもの実親家族との関係を強化する
- セッション6: 子どもの発達上のニーズを満たす: しつけ
- セッション7: 継続する子どもの実親家族との関係
- セッション8: 変化への計画(Planning for change)
- セッション9: 情報に基づいた判断をする

また、第2部の継続研修プログラムは10のユニット、合計84時間の研修で構成されており、その内容の要約を次に記す。

- ユニット1: リスクを抱えた子どもの発達上のニーズを満たすための基礎(12時間)
- ユニット2: 子どもを保護・養育し、発達上のニーズを満たすためのしつけ(9時間)
- ユニット3: セックスに関する発達上の課題(3時間)
- ユニット4: 性的虐待の兆候や症状への対処の仕方(6時間)
- ユニット5: 子どもと実親家族との関係への支援(9時間)
- ユニット6: 専門チームの一員としての仕事(9時間)
- ユニット7: 子どもの人格と文化的アイデンティティの促進(6時間)
- ユニット8: パーマネンシーの成果(outcome)の促進(9時間)
- ユニット9: 里親としての経験の管理(6時間)
- ユニット10: アルコール・薬物依存が子どもと実親家庭にもたらす影響の理解(15時間)

## VI. おわりに

本稿ではオハイオ州とオハイオ州ルーカス郡を例にあげてアメリカの里親委託、里親支援の現状、そして特に既存の里親研修プログラムの調査結果を説明した。紙面制限のため本研究の一部を要約したかたちの報告書にしたが、本研究が日本の里親ならびに専門里親の最低基準設置と里親研修プログラム作成にあたり少しでも参考になることを願っている次第である。

【表1】 オハイオ州全体とルーカス郡の背景

背景	オハイオ州	ルーカス郡
全人口 (オハイオ州全部で 84 郡)	11,209,483 人 白人 88% 黒人 12% その他 2%	448,542 人 白人 81% 黒人 17% その他 2%
0歳～18 未満の子ども人口	28%	36%
子どもと両親共にいる世帯	38%	30%
失業率	4.3% (1999 年)	5.5%
一人当たりの年間収入	\$24,163	\$24,630
高校卒業者人口	78%	82%
児童虐待通告ケース (年間)	1999 年 97,976 件	1999 年 3,910 件 2000 年 6,500 件
虐待ケース内訳	身体的虐待 26% ネグレクト 37% 性的虐待 13% 情緒的虐待 2% dependency 20%(1999 年度)	身体的虐待 31% ネグレクト 48% 性的虐待 20% 情緒的虐待 1% dependency 0%(2000 年)度  ※ 4 タイプの割合は 1999 年度と殆ど変化なし。
Ohio Works First (TANF) 子どもと家庭対象公的扶助受給者	102,051 家庭	7,690 家庭
アルコール・薬物依存症	子どもが家庭外委託されている親の 70%が依存症	子どもが家庭外委託されている親の 70%が依存症
18 歳未満で出産 (年間)	6,818 人	333 人
★ 家庭外措置の子どもと家族への支出	総額 \$687,704,570 (100%) 連邦 \$305,423,522 (44%) 州 \$73,719,869 (11%) 地方 \$303,561,178 (45%)	\$29,928,903 (100%) \$13,675,874 (46%) \$3,309,388 (11%) \$12,943,641 (43%)
★ 民間団体へ委託した家庭外措置サービス (監護権取得の子ども対象)	46%	19%

【表2】 オハイオ州全体とルーカス郡のフォスターケア状況

		オハイオ州		ルーカス郡	
家庭外措置の子ども (監護権取得)	1991年	27,693人	1991年度	1,750人	
	1995年	30,281人	1995年度	1,795人	
	1999年	35,090人	1999年度	1,421人	
	※増加		※ Family to family Services により減少		
養子縁組成立件数 (1999)		1,630件		126件	
親戚が監護権取得		3,457件		230件	
監護権 (一時的・永久) 取得 子どもの人数 (2000年度)		合計 20,346件 (2000年1月1日現在)	合計 766件 (2000年1月1日現在)		
20,346件の内訳		一時的監護権 12,627件	一時的監護権 446件	永久監護権 282件	計画的永久住居 アレンジメント 38件
年齢別	0-5	36%	45%	33%	0%
	6-11	30%	30%	34%	0%
	12+	34%	25%	33%	100%
人種	白人	51%	51%	36%	50%
	黒人	45%	45%	62%	50%
	その他	4%	4%	2%	0%
監護権維持年数	0-2	87%	97%	52%	52%
	2-4	10%	2%	32%	37%
	4+	3%	1%	16%	11%
フォスターケア (家庭外措置) のタイプ別内訳:					
里親家庭		54%	55%	62%	39%
親戚里親/キンシップケア		23%	40%	18%	11%
グループホーム		3%	1%	1%	5%
住居型ケア (施設) Residential Care		7%	1%	2%	13%
		13%	3%	17%	32%

【表3】ルーカス郡里親トレーニング表

里親タイプ	社会自立	息抜き	緊急	医療特別	医療別外	医療増強	医療虚脱	行動特別	行動別外	行動集中	治療	年間提供回数
<b>里親コアクラス</b>												
子どもの正常な発達と虐待の影響	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
別荘と措置(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
子どもの実親家庭と共に養育等の仕事をする	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
しつけ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3
チームメンバーとしての里親	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
児童虐待	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
文化的要素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
里親養育の実親家族に対する効果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
性的虐待を受けた子どもの養育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
<b>特別コアクラス</b>												
暴力団	○										◎	2
薬物乱用	○										◎	2
ADDH	○							◎			◎	4
怒りのコントロール(アンガーマネジメント)	○							◎			◎	2
青少年精神保健問題	○							◎			◎	4
愛着障害	○							◎			◎	2
上級行動管理・情緒管理	○							◎			◎	4
人工呼吸器再認可		○	◎					◎			◎	4
アルコール・薬物にさらされた子どもたち		○	◎					◎			◎	4
最初の48時間		○	◎					◎			◎	2
危機介入	○	○	◎					◎			◎	2
応急手当	○	○	◎					◎			◎	4
MR/DD	○	○	◎					◎			◎	4
子どもの特別トレーニング	◎	◎	◎					◎			◎	◎
委託前サービス(2,3,4,5)		○	◎					◎			◎	◎
ストレス管理												◎
治療オリエンテーション												◎
GIFT(社会自立)オリエンテーション	◎											◎
息抜きオリエンテーション												◎
<b>継続トレーニング</b>												
ストレス管理												◎
社会自立:ハードスキル												◎
社会自立:ソフトスキル												◎
十代の若者のための親業(ペアレンティング)												◎
精神保健システムとの協同作業												◎
青少年による性犯罪												◎
子どもの自己尊重												◎
特別教育プログラム												◎
代理人による親業(ペアレンティング)												◎
自殺予防												◎
身体的拘束(監禁)												◎
向精神性薬												◎
死と死ぬこと												◎

◎=受講奨励  
○=受講必須

## Ⅶ 英国（イングランド）の里親制度

津崎 哲雄

### 1 はじめに

英連合王国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, UK）は、主に四つの地方（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）から成り、各地方は固有の社会（行政）制度を設けている。ゆえに全地方の制度を網羅することは煩雑かつ不可能であり、本稿では主に人口の大部分を占めるイングランドの制度を記述する。なお関連する部分で他地方の制度解説の必要があれば言及する。本稿では、中間報告として、英国の里親制度を規定する法制度を中心に、歴史的展開、里親認定と託置の手順、里親託置組織機構、手当、特殊里親託置、キンシップケア問題などの側面から検討する。

### 2 英国の里親制度の全体的展望

図1において、英国の里親制度を構成する理念・制度・実践の展望をおおまかに四つの次元で描いてみた。四つの次元とは、①里親制度に関する国際基準、②国家施策を体現する国内法規、③国内法規を実務に移す施策／実務／手順の指針・規則およびサービス基準／最低基準など、④地方自治体における里親託置機関の組織・管理運営および託置実務、である。

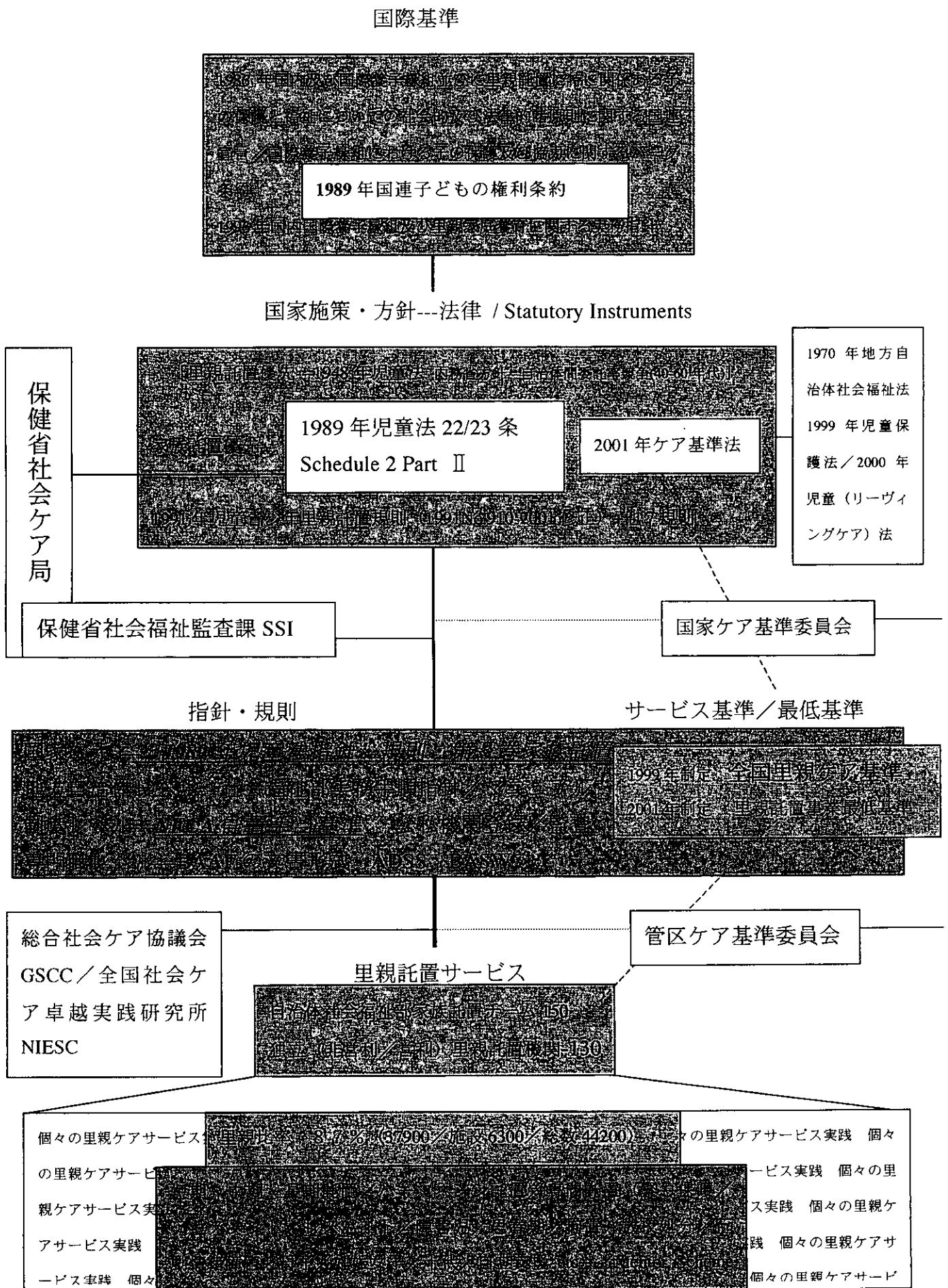
国際基準に関しては、英国はほとんどの基準を承認し、それらの国内実施を努めている。枚数の関係で詳細に論じられないので、主なものを列挙しておく――1989年国連児童権利条約（前文／3最善の利益、18資源確保、20家族託置優先、21養子縁組、25定期審査などが、特に関係する）、1986年国内及び国際養子縁組並びに里親託置に特に関係ある子の保護と福祉についての社会的及び法律的諸原則に関する国連宣言（養子と里親を考える会訳）、1996年国際養子縁組及び里親家庭養育に関する（国際社会福祉協議会）実務指針（同会訳）。

### 4 英国の里親制度に関する国家施策・方針・法律

#### 1) 里親施策の歴史の概要

英国の里親制度は、その根源をたどれば17世紀の救貧法時代に遡り、孤児あるいは家族と生活できない子どもを救貧院で預かる施策では国費が必要になるので、徒弟奉公に出したり、あるいは一般の篤志家の家において養育してもらう制度（boarding out）として発足した。その後、1908年児童法、1933年児童青少年法など法的基盤を明確にしなが、第2次世界大戦中に里子の虐待死が国民的関心を引き起こし、制度改革を迫るまで、350年間ほぼ変化なく、入所施設ケアと並んで存在してきた。この里子虐待死亡事件は、里親制度のみならず、入所施設ケア制度における児童処遇の低劣さと所轄行政機関の混乱によって起こる養護児童の不利益を解消すべく予定されていた「養護児童処遇に関する省庁間協力公式調査委員会」の立ち上げを、促進させることとなった。

図1 英国 (England) 里親制度のパスpekティヴ (Copyright 津崎哲雄 2001)





この公式調査委員会の報告書（『カーティス報告』1946年）は、戦後英国児童福祉の青写真となり、1948年児童法でほとんどの勧告を法制化した。所轄行政機関の統合化（中央では内務省、地方では児童部）や児童処遇専門職研修の促進とともに、里親託置優先施策や入所施設小規模化（ファミリーグループホーム制度化）を中核とする児童養護施策の改善が実現された。この施策の中心となったのが里親託置優先施策であり、1948年児童法13条には次のように規定され、その後の地方自治体児童福祉の原則となっていた。

「地方自治体はそのケアに責任を負う子どもに住居（アコモデーション）や扶養（メンテナンス）を提供するに際し、(a) 里親託置することによって—あるいは(b) 里親託置がしばらくの間不可能であるか、望ましくない場合には、児童ホームに入所させることによって、その責任を果さなければならない。」

このように、「里親託置は児童養護施策において優先目標となったのであり、有用な資源として施策上評価されることになったのである」。<sup>\*</sup> 地方自治体に新たに設置された児童部（Children's Departments）は、ある意味でこの原則を遂行する行政機関として（1948年法に基づく専門教育研修から養成される児童ケア主事という専門ソーシャルワーカーに支えられ）、この里親優先原則をいかに効果的に計画／実施し、中世の牢獄のような大規模な児童入所施設から、不幸な子どもを里親家庭へ、あるいは家庭により近似したファミリー・グループホームへと救い出す「十字軍」の役割を担ったのであった。

この施策がいかに地方自治体レベルで有効に遂行されたか示す内務省児童局の統計を見れば、以下のように一目瞭然である。

表1 児童養護施策における里親託置比率の上昇（イングランド 1949-1963）<sup>\*\*</sup>

年度	1949	50	51	52	53	54	56	57	58	59	60	61	62	63
里親託置比率%	35	37	39	41	42	44	45	45	45	47	48	48	51	52

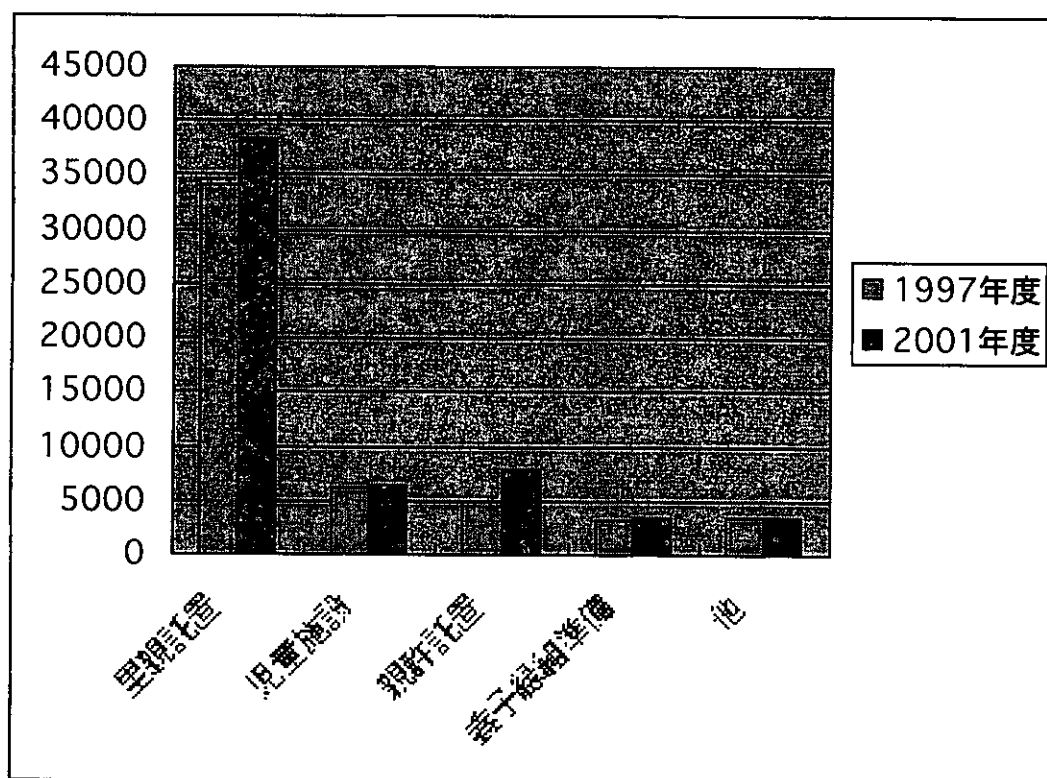
このように、さしあたり実施困難で、望ましくない場合を除き、養護児童の託置は里親家庭とすべきとする地方自治体児童ソーシャルワークの原則は、1960年代末には法規には明示されなくなったが、それ以降も、実質上児童ケア原則として地方自治体社会福祉部（児童部の後身）の現場に生き続けてきた。1970年代初めに非行少年処遇施設（内務省認可学校）が一般の児童ホームと統合され、コミュニティ・ホーム制度が導入されてから、相対的に入所施設資源の比率が上昇した。しかし、70年代末の保守党政権確立を契機に、社会サービス予算の縮小や地方自治体弱体化施策に影響を受け、主に財政上の理由で入所

<sup>\*</sup> John Stroud ed.(1973)*Services for Children and Families*, Pergamon Press, P.78

<sup>\*\*</sup> Home Office(1964) *The 9<sup>th</sup> Report on the Work of the Children's Department 1961-1963*. HMSO, P.3 こうした内務省の里親託置推進の具体的な動向に関しては、ボブ・ホルマン『社会的共同親と養護児童：イギリスマンチェスター市の児童福祉実践』（津崎・山川訳）明石書店、2001年、pp.150-159に詳しい。

施設は次々と閉鎖され、非常に無理をしてまで養護児童の里親託置が行われることになった。2001年度ではおおまかに、地方自治体育成託置児童数約 58900 人中、里親託置が 38400 人、施設が 6400 人、親許での試験監督託置が 6900 人、養子縁組準備託置が 3400 人、その他が 3800 人という割合となり、里親託置対施設託置の比率は 86%対 14%となっている。そして、養子縁組準備託置を里親託置と併せ、家族託置比率とすれば、施設託置の比率は、11.3%となり、ほぼ家族託置と施設託置の比率は 9対1となり、我国の比率を逆転させたものとなり、いかに家族託置が英国で児童福祉処遇の常態となっているか認識できるであろう。親許託置を含めれば尚更一層そうであると言える。

図2 地方自治体育成託置児の処遇選択肢別人数（イングランド1997年度、2001年度）\*



## 2) 現行主要法規の概要

1948年児童法以来の里親託置優先原則は、現在の里親関係法規にも脈々と生き続けている。現在イングランドにおける里親関係の主要法規は、1989年児童法である。1948年法以降、様々な時代の要請に呼応し、次々に各種法規が成立／修正されて存続してきたが、1970年代末から特に、各法規間の整合性が調整されず、それが子どもの権利保障・擁護に必ずしも寄与してこなかったことが反省されるようになり、社会福祉下院特別委員会（ショート委員会）が子ども関係法規を公法／私法とも根源的に調整・統合す

\* Department of Health(2002)Children Looked After in England;2000/2001 The Stationery Office, p.7

るよう勧告した結果うまれたのが、1989年児童法であり、大法官をして画期的と言われしめたものである。本法の里親規定はいくつかの条項に関わるが、特に中心的な23条を以下に紹介する。

### 1989年児童法第23条「地方自治体が育成する子に対するアコモデーションと扶養の提供」

(1) (a)子がケアにいる場合には、子にアコモデーションを提供すること、及び(b)アコモデーションの提供を除いた他の点で子を扶養することは、子の育成を行う地方自治体の義務とする。

(2) 地方自治体は、次に掲げる方法により、育成している子へのアコモデーション及び扶養の提供を行うものとする—

(a) (第5項の規定及び国務大臣により制定された規則に服しつつ) 子を—

(i) 家族(family)、(強調は筆者) (ii) 子の親族、又は (iii) その他の適当な者に、当局による支払いに関する条件、及び、その他の点では当局の定めた条件によって、託置する、(b)子をコミュニティ・ホーム\*において扶養する、(c)子を民間ホーム\*\*において扶養する、(d)子を登録児童ホームにおいて扶養する、(e)国務大臣がその時々で決定する条件により、第82条5項に基づいて国務大臣によって「なされた手配に従って」<sup>1)</sup>提供されるホームにおいて子を扶養する、(f) (i) 地方自治体に適当と思われ、かつ、(ii) 国務大臣により制定された規則に従いその他の手配をする。

(3) 前項 a 号に基づいて子が託置された者は、本法において、第4項に該当する場合を除き、地方自治体里親 (強調筆者) とされる。

(4) [次に掲げる者は] 本項に該当する— (a) 子の親、(b) 子の親ではないが、子の親責任を有する者、又は、(c) 子がケアにいる場合において、ケア命令が出される直前に子に関して有効な居所命令があったときには、その居所命令の下された者。(5) 子が地方自治体のケアにいる場合には、その地方自治体は、国務大臣の制定する規則に従う時に限り、前項に該当する者と子が同居することを認めることができる。

[ (5A) 前項に関しては、子は、24時間をこえる継続的な期間、ある者のもとにとどまる場合には、子は、その者と同居するものとみなされる。]<sup>2)</sup>

(6) 本項に関して国務大臣により制定されるいかなる規則にも服しつつ、子を育成するいかなる地方自治体も、子が—

(a) 第4項に該当する者、又は、(b) 親族、友人、若しくは子とつながりのあるその他の者と同居できるように手配するものとする。ただし、それが、相当に实际的でないとき、又は子の福祉と調和しないときを除く。

(7) 地方自治体が育成している子のためにアコモデーションを提供している場合には、地方自治体は、本部の規定に服しつつ、かつ、相当に实际的で子の福祉に調和する限り、次に掲げることを確保するものとする—

(a) アコモデーションが子の家庭の近くであること、及び、(b) その地方自治体が子の兄弟姉妹のためにアコモデーションを提供するときには、彼らと一緒にアコモデートされること。 (強調筆者)

(8) 地方自治体が育成している子のためにアコモデーションを提供している場合において、その子が障害児であるときには、地方自治体は、相当に实际的な限り、そのアコモデーションが子の特定のニーズに不適切なものでないことを確保しなければならない。

(9) 附則2第II部に規定は、地方自治体によって育成されている子に関して、特に、第2項 a 号及び f 号並びに第5項に基づいて制定される規則に関して、さらに規定をする目的で、抗力を有する。<sup>3)</sup>

\* 地方自治体が直接間接に設置運営に関わる児童入所施設で、非行児を対象にした園内教育付き施設も含まれる。

\*\* 民間ホームは非営利、登録児童ホームは営利、とおおよそ区別できる。

<sup>1)</sup> Court and Legal Services Act 1990, s.116, Sch.16, para.12(1)により追加。

<sup>2)</sup> Court and Legal Services Act 1990, s.116, Sch.16, para.12(2)により追加。

<sup>3)</sup> 許末恵訳「英国・1989年児童法」第23条全文『英国・スウェーデン・デンマークの児童家庭福祉関連諸法集成』日本総合愛育研究所、1993年、pp.22-23。ただし、訳語において「地方当局」を「地方自治体」に、「世話」を「育成」に変えている。

この 1989 年法の実施に際しては、非常に詳細な『1989 年児童法指導指針・規則第 3 巻 家族託置』（特に 33-44、131-142 頁）が定められているが、これについては次節で触れるとして、イングランドの里親制度と直接間接に関わる 1989 年児童法以外の法規としては、次のようなものがある（詳細は略）。

1970 年地方自治体社会福祉法（地方自治体社会福祉サービス提供組織規定）

1999 年児童保護法（児童関係就職志望者犯罪歴照会チェック義務）

2000 年ケア基準法（いかなる組織からも独立したケアサービス規則・最低基準+社会的ケア評価査定機構）

国家里親託置規則及び最低基準（2001）／国家養子縁組規則及び最低基準（2001）

2000 年リーヴィングケア（児童）法（育成託置を離れる／た者への各種サービス提供義務／裁量）

しかしながら、ここで触れておかなければならない別の次元の法規もある。それは 1991 年里親託置（児童）規則\*であり、英国の法制上はスタチュートリ・インスツルメント Statutory Instrument と呼ばれるものである。1989 年法の規定を実務に適用する際のいわゆる施行規則の類いであり、里親託置実施にかかわる大枠を国家として定めているものである。以下にその規定のうちの主要なものの概略を掲げる。

### 1991 年里親託置（児童）規則（Statutory Instrument 1991 No. 910）

**1 部・総則**では、呼称、実施期日、用語解説、規則の範囲 [89 年児童法 23 条 (2) (a) 地方自治体、59 条 (1) (a) 独立機関] について規定する。**2 部は認定と託置の規定**であり、里親認定に関する規定では、その必要性、地方自治体同様独立機関も認定可能▼、他機関で認定された里親は認定不要、他機関からの意見聴取、申請者から 2 名のレフェリーを指名、レフェリーとの面接意見聴取、申請者と家族に関する情報入手、認定は特定の子対象／里子数／年齢層／特定のニーズ、認定の通知、認可不可の理由通知、などを定めている。認可の定期再審査と認定終了に関する規定では、1 年以内の認可再審査、認可内容／条件に不満足なら認可改定、不適な場合の認可終了通知、などを定める。託置については、最適条件での託置許可、双方の信仰考慮、などを定め、託置訪問指導では、第 1 年目は託置 1 週間以内、その後は 6 週間以内の間隔で、それ以降は 3 ヶ月以内で、必要な助言を里親に提供すること、緊急託置の場合は少なくとも週に 1 回、訪問員は必要なら里子だけと面接すること、訪問記録文書作成、など規定されている。その他、託置終結、地方自治体と独立機関の取り決め、短期託置、区域外託置、緊急／直接託置、について定めている。**3 部・記録の規定**では、託置先里親登録記載義務、記載内容（氏名／住所／認可期日・要件など）、里親託置ケース記録作成、記録保存・守秘義務、記録は里親の死や認可終了後 10 年間は保存義務、保存責任機関、記録へのアクセス、などについて規定する。**4 部は独立機関託置児への地方自治体訪問**を規定、所管内で独立機関託置された里子すべてに訪問主事を指名、託置後 28 日以内／要請があれば 14 日以内／里子の福祉に問題ある場合との情報があれば 7 日以内に、問題がなければその後 6 ヶ月以内に／訪問すること、地方自治体は訪問時に里子と直接会うこと、里子不在の際は速やかに里子と会える取り決めを行うこと、独立機関による本訪問業務代行、等を定める。-----以下略。

\* The Foster Placement (Children) Regulations 1991 本規則は The Foster Placement (Children) and Adoption Agencies Amendment (England) Regulations 2001- SI2001/2992 により修正されている。

上記の規則において特筆すべきは、第2部の里親認定にかんする規定である。公的なサービスであるとはいえ、地方自治体だけではなく、独立（民間非営利／営利）里親託置機関も独自に里親認定が行え、自機関の資源として確保できるという仕組みは、民法の扶養義務により親族への託置は里親託置にはならないこととともに、英日の制度上の最も大きな違いであろう。もっとも、公私児童ソーシャルワークの発達がインフラとしてその違いの基盤となるであろうが。

### 3) 公的実務規則・手順などを定めるドキュメント

以上の法規を実務機関が実施するに際し方向付けをする指導指針・実務規則／基準がいくつかに存在している。主なものでは、『1989年児童法指導指針・規則第3巻家族託置』\*\*、1999年全国里親ケア基準\*\*\*、及び2001年国家里親ケア最低基準がある。また地方自治体社会福祉部は、以上の指針・規則・基準に則り、それぞれ独自の「社会福祉部家族託置手続指針」#をもっており、併せて英国里親ケア協会(NFCA)や英国養子縁組里親機関協会(BAAF)が、多くの地方自治体が利用する「里親認定調査書式」###や『里親手当水準規定』###を発行している。

## 5 里親制度の組織構造／里親託置機関について

英国の里親託置は、1989年児童法に規定された責任事務であるから、国家責任の一環として実施しており、中央・地方分業の規定で社会福祉サービスは地方自治体所管となっており、地方自治体社会福祉部がその実務を担っている。イングランドには社会福祉サービスに責任を負う地方自治体社会福祉部(Social Services Department SSD)は、カウンティ(県)・ディストリクト(都圏市)・ロンドンバラ(特別区)の各カウンスル(議会)レベルで150存在している。各地方自治体社会福祉部は、住宅部や地域保健部と連合した部局となっているものや、名称をパーソナル・サービス部としているものや、その地方自治体の施策にしたがい組織構造は多種多様であるが、概ね所管地域を区分し、各地域の全般的ニーズに対応する地区サービス課[多くは地区(ジェネリック)ソーシャルワーカーチームの集合体である]を基盤に、利用者範疇を大別して大人サービス課と児童／家族サービス課に分かれ、前者は高齢者・障害者を担当、後者は子どもと関わる全ての社会福祉サービスを担当し、地区サービス課と連携して実務にあたっている。イングランド中部のレ

\*\* Department of Health(1991) *The Children Act Guidance and Regulations : Volume 3 Family Placements*, HMSO

\*\*\* The UK National Standards for Foster Care 1999 これは関係者が集まって作成した基準であり、法的拘束力はない。が、里親実務を支える初めて目標基準として画期的であった。

# 例えば、Oxfordshire Social Services Department (October 2001) *The Procedural Guidelines for Placement with Foster Carers* には、家族託置チームのソーシャルワーカーが里親託置実務を行う際の手順の詳細が規定されており、里親ソーシャルワーク実務マニュアルといえるものである。

### 英国養子縁組里親機関協会は両サービスに携わる独立機関の連合体であり、重要な施策／実務改善の拠点となっており、関係書類形式を定め、地方自治体で利用してもらっている。例えば Form E は認定調査用紙として著名である。

#### 里親手当はどの程度であるべきか毎年勧告している(後出の特別里親の手当に関する言及参考)。

スター市社会福祉部児童／家族サービス課の所管業務<sup>###</sup>には、次のようなものが列挙されている――養子縁組、ケア担当者支援、虐待防止、家庭保育者支援、子どもの権利擁護事業、入所施設、子ども／家族センター、子育て支援(family aid)、里親託置、ホームヘルプ、青少年非行犯罪防止、育成託置を離れた若者サービス、デイケア（家庭保育・プレイグループ・プレイスキーム・託児所）、一時休息ケア、障害児保育支援、ソーシャルワーク、福祉権保障（アルファベット順）。諸サービスの範疇は他の地方自治体でも共通しているが、これらは幾つかのサービスにグルーピングされ、例えば養子縁組と里親託置は家族託置(family placement)チームが担当していることが多い。家族託置チームはまた、養子縁組チームと里親託置チームに分かれていたり、アセスメント・サービス購入・託置・訪問・独立機関連携などのような機能別の各班に編成されることもある。

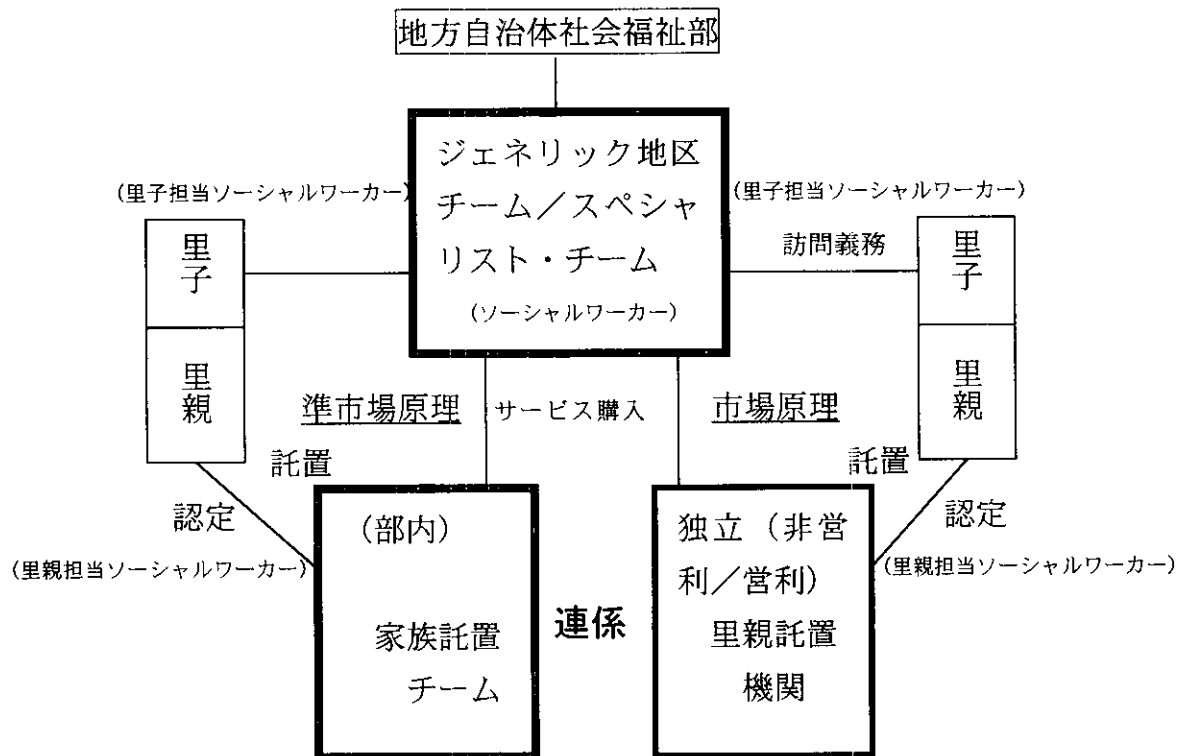
最近の英国里親ケア協会調査<sup>\*</sup>によれば、同一地方自治体内における里親託置チーム設置数は、1から13であり、平均的地方自治体では4つの里親託置チームが存在している。同チームの職員構成は、主席あるいは上級ソーシャルワーカーの下に基幹ソーシャルワーカー数名が所属するというものであり、1チームのソーシャルワーカー数は常勤職2名から45名という大小の規模のものまであり、平均は1チーム6名強の常勤ソーシャルワーカーからなっている。里親託置（家族託置）チーム所属のソーシャルワーカーのケース担当数は、15 ケース未満と16-20 ケースの地方自治体がそれぞれ35%で合計70%、21-25 ケースが16%、26-30 ケースが6%、31 ケース以上が7%であり、おおむねケース担当数の上限は20 ケースという認識が浸透しており、国の監査委員もその数字を基準とするようになりつつある。しかしながら、後節で言及するような特別里親託置をケースとして抱える場合には、15 ケース未満となって当然であるという認識も高まっている。ケース担当数は、地区チームの児童ソーシャルワーカーも（特に虐待担当の場合は）そうであるように、担当ケースの性格により平均的には論じられないようである。

ところで、組織構造以上に問題となるのは、1990年 NHS・コミュニティサービス法（大人サービス対象）の影響を受けて、児童福祉サービスにもサービスの購入者と提供者を分離し、独立セクターが提供する里親託置サービスを地方自治体が購入し、行政事務を遂行するといういわゆる児童福祉の市場サービス化の動きが強まったことである。既に児童入所施設資源ではかなりの部分が独立セクターの提供するサービスを購入する体制となってきた。このことが里親託置制度に著しい変化をもたらしている。地方自治体内の里親託置チームも独立（民間の非営利／営利）里親託置機関と競争させ、アセスメントを行い資源投入効果／効率の高い方に託置を任せるために当該機関のサービスを購入するという形を取るという実務遂行方式が、近年浸透してきつつある。上記の英国里親ケア協会調査によれば、既に1997年の時点で約半数の地方自治体が既に独立機関の里親託置サービスを購入、利用している。現在ではもっと増大していることはまちがいないであろう。こう

<sup>###</sup> <http://www.leicester.gov.uk/socialservice/>

<sup>\*</sup> National Foster Care Association (1997) The Organisation of Fostering Services: a study of the arrangements for delivery of fostering services in England, pp.17, 33, 37

図3 里親制度の組織構造と里親託置機関



した動きの前提となる独立里親託置機関の存在は、近年著しく増加しており、約 250 の独立機関が既に業務を行っている。著名なソーシャルワーク系週刊誌(*Community Care*)の広告欄には、毎週 50-60 のそうした独立里親託置機関が広報宣伝を掲載し、各地方自治体が自機関の里親託置サービスを利用(購入)するように促している。前述したように、このような仕組みが可能となる大前提は、1991 年里親託置(児童)規則第 2 部の規定「**地方自治体と同様、独立里親託置機関も里親認定ができる**」という規定があるからであり、それぞれが認定する里親に何の法律上の違いもない。したがって、里親には地方自治体里親と独立機関里親の 2 種類が存在しており、里親自身がいずれの里親に属するか選択できるようになっている。しかし、里親手当の違いなどの理由で、そうした区別もまた深刻な問題となりつつある。全般に独立機関の方が里親により高い里親手当を支払うからであり、近年地方自治体里親から独立機関里親へと移るものが増大しており、地方自治体はそれだけでなく不足ぎみな里親資源の枯渇に直面させられ、苦境に立たざるを得なくなっているからである。

## 6 里親託置手順・流れについての全般的説明

里親託置手順の説明に入る前に、英国における里親託置ニーズが毎年どのくらいあるか、概数を示しておこう。最近の英国保健省の調査\*によれば、概数で次のとおりである(但し、以下の数字はウェールズを含む)。18 歳未満の児童が 11,400,000 人いるが、その内

\* Dartington Social Research Unit (2000) *Caring For Children Away From Home*, Department of Health, p.12

600,000 人がニードを持つと考えられる。その内の 250,000 人はいかなる機関にも送致されない。160,000 人は保健医療機関及び教育機関へ送致される。社会福祉機関へは 190,000 人が送致され、その内で 30,000 人が育成託置 (look after) される。その中で 15,000 人が長期育成託置されるが、**9,500 が里親託置のみ**、3,500 人が入所施設託だけに託置、750 人は里親・施設の両方に託置される。一方、短期育成託置も 15,000 人あり、その内 11,000 人が里親託置のみ、3,200 人が入所施設のみ託置、150 人が両方の託置、となっている。そして育成託置児童総数のうち 4,000 人が、諸種の理由でまた新たにもう一度社会福祉部の育成託置を受けることになっている。従って長期短期併せて、**おおむね延べ 21,400 人の児童が里親託置**されているということになる。この数字はかなり意味のあるものであろう。

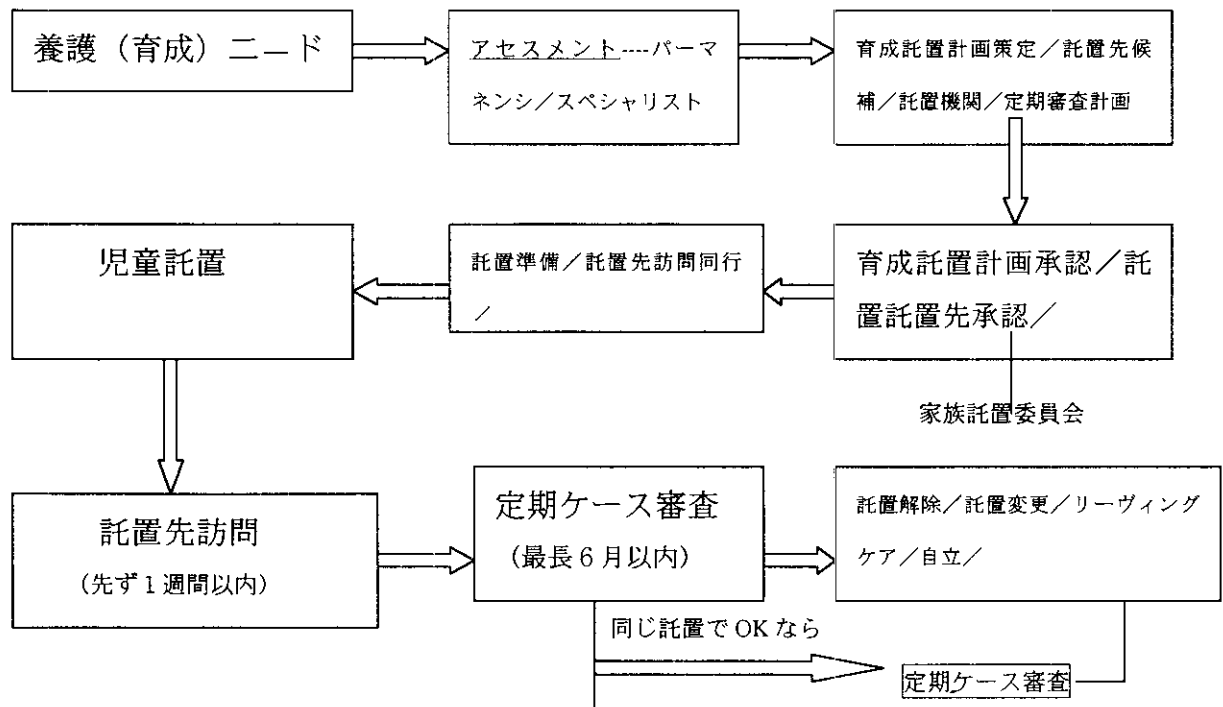
さて、図 4 は地方自治体社会福祉部が里親託置を行う場合の、一般的なフローチャートである。まず、この図に従い、おおまかな手順を解説する。地方自治体社会福祉部が「ニードをもつ児童」(Children in Need) を発見した場合、地区チームのソーシャルワーカーが面接・訪問を通じて、あるいは児童アセスメント・センターに来所してもらい、当該児童及び親・親族など関係者を通じて社会的／医学的／心理的アセスメントを行う。児童の育成託置 (Looking After by Local Authority) ニーズの存在を確認したならば、それが任意であれ強制的なものであれ、児童のニードを最もうまく充足する資源を活用し、児童の自立を支援する育成託置計画を立案し、託置先候補／託置機関の選定や定期審査計画などを決められ、部内の所定の手続をへて承認される。この育成託置計画が里親託置となれば、家族託置委員会(family placement panel)にはかり、里子と里親のマッチング(託置先)を承認、託置準備／訪問同行を経て、児童託置を行う。託置後は 1991 年規則に基づき訪問して託置状況をモニターする。また、独立機関のサービスを購入して、託置をおこなったケースについては、地方自治体社会福祉部から訪問して、託置状況をモニターする。その後は最長 6 ヶ月の間隔でケース再審査を行い、現行託置が里子にとって最善の利益であるか関係者(里子・里親・実親を含む)で検討し、託置終結・託置変更・リーヴィングケア対応となるか、同じ託置をもう半年継続するか、決定する。

## 7 里親託置関係の費用支弁／手当てについて

里親託置にかかる費用支弁については、里子の生活・教育・文化に係る部分と里親への報酬部分とは、英国では明確に分離されていないようである。これには、歴史的な事情も係わっている。救貧法時代より、里親託置は報酬を目的とした職業というより、むしろコミュニティにおける篤志行為として位置づけられてきており、報酬なしのボランティア活動として社会的には認識されてきた。しかしながら、特に 1980 年代以降、独立機関による里親託置が浸透してくるにつれ、里親資源確保のために報酬部分の増額が進行してゆき、里親業務の専門職業化が意識されるに伴い、その傾向はますます高まりつつある。もちろん、それだけではなく、地方自治体の側にも、1970 年代からいわゆる特別里親(Specialist



図4 里親託置手順・流れ Copyright 津崎哲雄 2001



Foster Carer)に対する報酬部分の承認とその積み上げが連綿と続いてきており、一方では篤志家同様の里親がいれば、他方には高度に専門化した高報酬を稼いでいる特別里親が存在するというような、里親のスペクトラムが出来上がっている。これは、国の施策の影響ももちろんあるが、むしろ里親施策をめぐる地方自治体のそれぞれの施策が生み出したものといえるであろう。

とはいえ、全国的に基盤となる里親手当は、毎年、英国里親ケア協会が刊行する『里親託置経費指針』で提示される「モデル手当」（表2参照）を基準に、各地方自治体及び独立機関が決めている。同指針には、基準となる一般市民の生活水準、特に子ども養育経費を基礎に割り出した通常の里親手当だけではなく、里子の特殊ニーズに基づいた特別里親託置費加算の実例一覧が提示されており、どのような地方自治体がどのような特別里親を実施しており、どれ位の手当を出しているか、一目瞭然となっている。なお、通常の里親託置手当は、同協会の試算では一般家庭の養育経費の約50%増として算出されている。加えて、里親は実際に里子が託置されていない時期にも、緊急対応の資源として確保される(retainer)目的で、最低年齢区分(0-4歳)の通常手当の約6割分を毎週支給されるようになっている。これもまた、英日間の大きな違いのひとつであろう。

一般里親手当とは、里子自身が何ら心身に、教育上、行動上、社会生活上、問題を抱えていない場合をいう。例えば、里子が病児(エイズ罹患児も含む)・障害児、不安定な思春期、裁判所の拘置処分や学校から放校処分を受けている場合、行動・情緒に問題が著しい場合、妊娠している場合、母子である場合、十代である場合、自立支援を必要とする若者である場合、などには、特別里親託置として、相応に加算・増分が伴う。また、このよう

表2 英国里親ケア協会が勧告する里子年齢別一般里親手当額基準\*

年齢区分	2001年4月以降の週給里親手当額	一般特別増額分
0-4	92.82ポンド	有給で2週間休暇旅行 クリスマス/他宗教行事に1週間分加算 里子の誕生日に1週間分加算
5-10	111.29ポンド	
11-15	143.43ポンド	
16以上	185.78ポンド	

に里子の属性だけではなく、里親託置が以上のような機能を目的とせず、特殊な機能を持つ場合、例えば、緊急一時保護、アセスメント、レスパイトのような場合でも相応の手当が支給される。英国里親ケア協会の『里親経費指針』に掲げられている各地方自治体の里親手当の実際一覧（2000年6月現在）によれば、里親手当といっても非常な格差が存在していることがわかる。ロンドン・バラの一つであるウエストミンスター区社会福祉部の手当基準\*は、里親に備わった専門技能の程度に応じて、手当は6段階に設定されており、最低は特殊ニードを持たない低年齢児の120ポンド、最高は非常に深刻な行動障害を伴った16歳以上の若者の託置に535.75ポンド支払われるようになっていた。前者は月に約9万円程度であるが、後者は月に40万円以上になる。

しかしながら、これで驚いてはいけない。『同指針』に記載された入所施設託置経費と里親託置の比較\*\*を見ると、1996年度のイングランドにおける全地方自治体の平均で、前者は週に757ポンド、後者は128ポンドとなっており、前者は月にすると約58万円となり、後者は9万円強であり、その比率は約6対1となる。つまり、里親託置の方が1/6しかかからない、ということになる。そして、前述のウエストミンスターの数字に帰ると、一番処遇困難な若者の里親託置経費が40万円であり、それでも入所施設託置よりはるかに安いこととなる。しかも、ウエストミンスターの数字は2000年の数字であり、比較に用いている『指針』の数字は1996年の数字である。2000年の数字を検討すれば、特別里親であれもっとその格差はおおきくなるであろう。このような数字が、いうまでもなく18年間の保守党政権下に実施された財政的理由による「里親託置優先施策」と並んで入所施設資源の急激な閉鎖をもたらしてきたのである。

## 8 むすび---里親研修・親族ケアについて

ダドリー市社会福祉部のように、里親を一般里親と特別里親に分けずに、里親経験年数や専門的力量的関係する職業体験、および里親研修に応じて3段階を設定し、それぞれの

\* National Foster Care Association (2001) *Foster Care Finance: Advice and Information on the Cost of Caring for a Child*, Part 3 - Page 5 なお0-10の年齢区分における手当を約100ポンドとすれば、英国では週に約2万円となり、月に8万円。しかし、日常生活物資は日本よりはるかに安いし、ほとんどの里親託置には様々な加算が付くので、実質的には日本より好待遇といえるであろう。

\* NFCA, *Ibid.*, Part 9 - page 2

\*\* *Ibid.*, Part 7 - page 4

段階に相応しい里子を託置して、その里子のニードを充足してもらい、それに従って手当の額が決められるというのが、現在の多くの地方自治体や独立機関の手当支給方式になっているようである。ダドリー市のように里親の経験・修得技能別に段階づけることは、英国里親ケア協議会の共通認識であり、概ね3段階に区別することを基盤に各地方自治体が固有に区分を行っている。したがって、里親研修は直接間接に里親の専門性と連動することになるわけであり、篤志家の奉仕活動ではなく、専門研修を受けた社会的ケアサービスの担い手として、里親も位置づけられることになる。このことを如実に示しているのが、国家職業訓練資格(NVQ)\*の社会的ケア資格の初級レベルには里親ケアが実務経験として位置づけられているという事実であろう。里親認定に伴う研修受講を端緒にして、理論的には里親は地方自治体児童ソーシャルワーク職員に求められる専門職ソーシャルワーク資格(Dip. SW)、およびこの資格取得後の上級研修受講への機会が開かれていることになる。つまり、里親としての直接的に要請される研修が、社会的ケアの担い手の専門職研修に通じているわけで、このことは今後我国の制度にもかなり意味をもつことになろう。

さて、最後に親族ケアについて触れよう。英国は日本やオーストラリア\*\*のように親族ケアには育成費用を支払わないという制度はとっていない。むしろ、里親託置先としては親族(kinship)を優先するソーシャルワーカーの実務方針が設定されているものの、なかなか徹底せずに、従来のように篤志家のような奉仕活動としての見方が連綿として続いており、親族による里親託置に法定託置費全部が支払われなかったり、短期と長期の託置で託置費に差をつけたりする地方自治体の施策が、欧州人権規約に反するとの判決\*\*\*がでたり、いまだ十分に親族ケア託置への認識が専門家のレベルでも不徹底なようである。

これまでの議論は、すべて公式里親託置制度についての説明であったが、社会的関心となっている制度には私的里親制度(private fostering)#があり、里子の福祉の観点から時折深刻な問題を引き起こしている。近年の英国児童虐待事件のうちの最大の事件は、ソーシャルワーク機関の関与にもかかわらず一昨年虐待死させられたヴィクトリア・クリムビー事件である。彼女は私的里子であった。本稿ではこの私的里親制度については全く触れ得なかったが、今後我国でも虐待問題とからんで社会問題となるであろう。

---

謝辞：本稿の作成に際しては、許末恵氏（青山学院大学法学部教授）より、1989年児童法の訳文引用のみならず、資料提供・助言をいただき、感謝いたします。

---

\* National Vocational Qualification, NVQ: 国家があらゆる技術職に対して行う職業技能の国家認定制度であり、技能レベルに従って資格の段階付けが違ってくる。ソーシャルワークなど専門職研修にはいる前段階の資格として普及してきている。Ann Weal(2001) *The Foster Carer's Handbook*, Russell house Printing, pp.14-15

\*\* Nigel Spence(2002) Relative Neglect: The Letter from New South Wales, *Community Care* 28/2-6/3 2002, p.40

\*\*\* マンチェスター市など多くの地方自治体社会福祉部がこうした実務を行っており、関係者から裁判を起こされ、敗訴している（許教授からの資料提供による）。Kinship Care については、Bob Broad ed.(2002) *Kinship Care*, Russell House Printing が最も詳しい。Ann Weal ed.(2000) *The Companion to Foster Care*, Russell House Printing, pp.99-107によれば、英国ではネットワーク・ケアという用語が通常もちいられているようである。

# 私的里親研究には最近刊行された次の2冊が優れている。Bob Holman(2002) *The Unknown Fostering*, Russell House Printing, Terry Philpot(2002) *A Very Private Practice*, British Agencies For Adoption & Fostering

## Ⅷ フランスの里親制度・その1（関係する行政的・法律的保護）

中川 高男

### A はじめに

#### 1 里親制度の名称

日本の里親制度に多少とも近似する制度としては、フランスには、アシスタント（男性の場合はアシスタント）・マテルネル（*assistant ou assistante maternelle*）の制度がある。一般には、アシスタント・マテルネルのほぼ全員が女性であるため、このアシスタント（*assistante*）の女性形（*féminin*）が男性形（*assistant*）を含むものとして用いられている。(1) このアシスタント・マテルネルは、直訳すれば「母親の助手または補助者」を意味する。しかもその本質は、個人単位の1種の職業であり、労働者である。したがって、夫婦やカップルを単位とする里「親」ではない。後述するように、その種別・内容も多岐であり、実質上、日本の保母・保育士を含み、かなり日本の里親と異なり広義である。(2) しかしここでは、便宜上「里親」またはAM(*Assistante Maternelle*)と略称する。またこのように、広範な制度であるので、その全容をここに報告することは不可能である。したがって、本報告は概略であることをお断りする。

#### (1) *Les modes d'accueil des jeunes enfants, Supplément au n° 2229 des ASH du 21*

*Septembre 2001. p.37. note 3.* なお、Pierre Bance は、男子は1パーセントか2パーセントと推定している (*Guide Assistantes maternelles 2001 de TSA, 5<sup>e</sup> édition. p.154*)。なお、本報告は、このGuideに負うところが大きい。

(2) 中村絃一ほか『フランス法律用語辞典』(三省堂・1996年)p28は、*assistante maternelle* に「自宅保育婦」の訳語を当てている。適訳である

#### 2 沿革

アシスタント・マテルネルつまりフランスの里親・保育士であるAMの職業上の身分(地位)を定める諸規定は、1977年5月17日法によって、労働法典のなかに初めて導入されている。それまでは、古くからの慣用語であるヌーリス(*nourrice*)と称され、これは乳母や子守り女を指していた。したがって、フランスでは、幼児の監護(*garde*)を社会的観点から配慮するようになってまだ30年の歴史しかない。(1) その後、1978年、1980年および1992年法によってAMの制度は改正された。特に92年法は、家族と社会扶助法典123の1～7条を改正して、AMのアグレマン(*agrément*、認可)の要件と手続を見直し、また公衆衛生法典149の1条と労働法典773の17条を改正して、AMの職務研修を義務とし、とりわけ「永続的に(*permanente*、後述)里子(仏では、受け入れている子または委託されている子という)を受け入れているAMのために、報酬と職務行使(里親就業)の条件を改善した。また地方公共団体または公衆保健施設に雇用されているAMに代理人(*agents*)の資格を認めた(家族と社会扶助法典123の10～11条)。更に1994年のデクレは、これらAMの身分(募